

第5回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成28年2月19日（金）9：37～11：55

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 4階第3会議室

3 出席者

(1) 委 員 福島委員長、佐藤委員、下澤委員、有田委員、景下委員、平尾委員（順不同） 委員出席者6名

(2) 鳥取市 馬場協働推進課長、岡本協働推進課課長補佐、岡田協働推進課主任

(3) 傍聴者 1名

4 議 事

協議事項

①鳥取市市民自治推進委員会報告書の策定についての検討

《事務局説明》

(委員長)

昨年から新しくこの委員になられた方もいらっしゃるので、この報告書の位置づけを私からお話しておく。今回、数項目について、市長へ報告書を提出するが、この委員会の任務は条例で定められている。鳥取市市民自治推進委員会条例第2条第2項に「参画と協働のまちづくり」に関する事項について市長に意見具申するというのも1つの任務になっており、そういった位置づけでの取り扱いだご理解いただければと思う。

資料2頁目の1番は特段ご異論がないところかと思うが、2番目の「まちづくり提案事業の審査」についてである。まちづくり提案事業は、大きく分けて、市は2つの柱で財政的な支援をされており、市民活動促進部門と、当委員会で毎年審査している行政提案型の協働事業部門の2本立てになっている。市民活動促進部門については、現在、鳥取市社会福祉協議会で審査され、市長に推薦していただいている。そこに当委員会から1名の委員が審査に参画されているが、それについていかがかということである。事務局から話されたように平成23年度の外部評価で、審査を簡素化したらどうかというようなことを踏まえて、平成24年度から現在のような社会福祉協議会に市民活動促進部門の審査を委ねているという経過的な説明があった。今回、これについて、改めて、当委員会で一元的に審

査する方がむしろ効率的、有効的ではないかというご意見をいただいている。これについて、みなさんの率直なご意見を聞かせていただけたらと思う。

各委員からの意見もこの委員会で検討してみてもらいたいということなので、来年度の適当な時期に議題として扱ったほうがいいのか、あるいは現行どおりでいいのかといったあたりの率直なご意見を聞かせていただきたい。

(委員)

よく理解していないところがあるが、市民まちづくり提案事業の中に2つ部門があって、1つは社会福祉協議会で審査されているが、最初はこちらでやっていたということか。

(委員長)

まちづくりの市民運動がスタートしたときは、当委員会で審査し、市長に推薦していた。

(委員)

それが社会福祉協議会さんでの審査に変わったのは、何か理由があったんだろうと思うが、もう1度説明をお願いしたい。

(事務局)

平成23年度に行政評価による外部評価を受け、この提案事業自体は評価されたが、もう少し団体を拡大したほうがいいのかであるとか、申請や審査の手続きの簡略化を図ったほうがいいのかということを課題として指摘されたため、平成24年度に見直しを図った。その中で、市民活動促進部門の募集や申請の受付等、業務の一部を市民活動ボランティアセンターに移管した。この市民活動ボランティアセンターは鳥取市社会福祉協議会さんに受託していただいていることから、審査を社会福祉協議会にさせていただくほうが簡素化するのではないかということで見直しを図ったものである。しかし、それまで当委員会で審査をしていたということもあるので、1名だけが参加して審査をしていただいているということである。

(委員長)

当委員会で審査をしている行政提案型は何年度から始まった支援措置か。最初からあったものではないだろうが。

(事務局)

まちづくり提案事業自体は、平成16年度からできたもので、名称変更など見直しを行いながら現在に至っている。以前は協働事業の市民等提案部門という名称だったものを、平成25年度に見直しをかけ、こういった課題を解決するにはどうしたらいいのかと市が

提案し、それを解決するためにこういう事業をしたらいいのではないかと申請していただく形に変わった。

市民活動促進部門については、今、市民活動ボランティアセンターで申請の受付等を行っている。この助成制度は、ボランティアセンターに登録している団体を対象にしているため、普段から付き合いのあるボランティアセンター職員がその団体に聞き取りをして、審査会に説明する形になっている。当委員会に審査を戻すと、市の職員が聞き取りすることになるが、普段関わりがないということもあり、社会福祉協議会に審査をしていただくという形になったということだと思う。

(委員)

市民活動促進部門は社会福祉協議会で、行政提案型は当委員会で審査されているが、ポイント、当委員会の1名が審査員として参画していることがどうかということである。

(委員長)

その形がいいのかどうか。書いてある主旨を見ると、表彰制度等においても、これまで多岐にわたる活動分野を、審査、推薦しているといった意味から見れば、この委員会で一元的に審査機能を持つほうがいいのではないかというご意見ではないかと思う。

(委員)

社会福祉協議会は、いろいろな繋がりがあってボランティアセンターをよく知っているので、知らないところが審査するよりも、知っているところが審査するほうがいいのではないかというところからスタートしている。その流れとしては、そのままがいいと思う。この委員会から1名が審査で参加しているのはどうかということだが。

(委員長)

社会福祉協議会でボランティアセンターを受託されており、引き続き審査をしてもらったほうが、ボランティア活動の実態をよく把握されているので、連携活動も効果が期待でき、今のままでいいのではないかというご意見である。ただ、1名の参画は検討の余地があるのでは、という点についてはいかがか。

この件について、率直なご意見をお願いしたい。

(事務局)

修正をお願いしたい。先ほど行政提案型事業を平成25年度から始まったと言ったが、平成24年度からであった。

(委員)

この文章を読んで、最初は意味がよく分からなかった。説明により経過なども分かったので、納得したが、どちらがいいのかはよく分からない。こちらでされていたことを社会福祉協議会に変更されたのもきちんと理由があつてのことなので、今のままでもいいように思うし、ここの委員が参加されての審査でも別に違和感はない。審査に参加された委員の方から、その会に出席されてどのように感じられたかを聞いてみたい。

(委員長)

当委員会からみなさんの推薦で参加された委員に、対応されてみて、今のままでいいのか、見直したほうがいいのか、率直な感想を聞かせていただきたい。

(委員)

以前、当委員会の委員だった際に、市民活動団体の表彰と補助金の2つの審査を経験しているが、精査する専門的な知識もノウハウも得た上だったので、とてもスムーズに審査ができた。この度、再度この委員になったときは、補助金の審査が二元化され、まちづくり提案事業の審査には、市民活動ボランティアセンターへ1名派遣されるという形だったが、それはそれで大変良かった気がする。と言うのも、市民活動ボランティアセンターの職員が普段行き来のある団体の事情をよくご存知なので、何か質問があれば、いろいろな情報、経緯、こういう歴史的背景があるということセンター職員で説明でき、他の委員さんもどの資料も大変勉強されているので、この委員会の方とはまた違うビューポイントがあった。個人的にはこういう見方もあるんだとか、立場が変わればこういう観点で物事が推薦の材料になるんだというところを感じたので、当委員会で一元化するよりは、良かったと思う。

次年度、もしこの委員会からまたどなたか参加されるのであれば、それはそれでいい経験なので、この形はとても良かったと個人的には思う。

(委員長)

その他、率直なご意見を聞かせていただきたい。

(委員)

1つのところにいろいろな人が関わるというのはいいことだし、実際に参加された委員もいい経験になったということなので、現状維持でよろしいのではないかと感じた。

(委員)

これは、公金が出るための審査であると思うが。

(委員長)

市民活動の資金の一部として。

(委員)

公平性と、審査する場合の客観性がなければ、偏った審査によって特定の偏った団体が選ばれる可能性もあり、市の予算の適切な使われ方ではない結果がでてしまうので、客観的な見方で審査する人が委員となる審査会であるべきだと思う。他にどういう方が審査員をされていたのか分からないが、市民ボランティアの世話をしているところも審査に関わっているということか。そのような聞き方をしたが、日頃付き合いのある人が、日頃付き合い合っている団体からの申請を審査するのは、癒着とは言わないが変な気がする。普段付き合いがあって、知りすぎたところが審査するというのは、客観性が本当に大丈夫かという気がする。当委員会から参加されたのは、別の角度から見られるという立場なので良かったと思う。極論からすれば、一括して当委員会が、あるいは、社会福祉協議会が審査するのかという2つに分かれるが、今のように当委員会の委員が1人で行かれるのがいいのか、それ以上の人がいいのかというはあると思うが、やり方としては、ある程度客観的な目で見られる人が参加するのはいいのではないかと思う。

(委員長)

社会福祉協議会での市民活動促進部門の審査において、推薦は多数決か何かで決めるのか。

(事務局)

社会福祉協議会では、審査会を開催している。以前はプレゼンテーションを行っていたと思うが、プレゼンテーションをするととても時間がかかるので、ボランティアセンターの職員が申請団体に代わって委員の質問に答えるという形で行っている。ボランティアセンターの職員が決めているものではない。もし申請したければ、まずボランティアセンターに登録して、それからすぐ市民活動促進部門のこういう活動をしたいと申請してくるので、ボランティアセンターの職員がどういう事業であるか中身を詳しく聞いて、委員に説明する。行政提案型事業のように、その申請団体が説明するのではなく、ボランティアセンターの職員が一時的に内容を説明して、事務の簡素化を図っているということである。審査には別の委員が入っており、市からも入っているので、公平性は担保されている。

(委員長)

そうすると、審査にあたっての内容説明を申請団体ではなく、ボランティアセンターの事務局がされているということか。

(事務局)

はい。10団体も申請されれば、例えば1団体30分としても、1日かけて審査するような形になる。多分、事務的に非効率だという指摘だったと思う。

(委員長)

現在、社会福祉協議会で審査されている審査委員の構成や人数を紹介してほしい。

(事務局)

市民活動団体の方や自治推進委員ということで当委員会から1人、行政職員ということで協働推進課からも入っている。市民活動団体で活動している人も入っているが、申請団体の関係者であれば、その人は審査に加わらないようにして、公平性は保たれるようにしている。あくまでも審査会から推薦をいただいて、最終的には、市が決定するという形にしている。

(委員長)

審査委員は当委員会の委員も含めて5名になるのか。

(委員)

市民活動団体から2、3名おられた。行政職員と私と社会福祉協議会の方と5、6名だったと思うが、社会福祉協議会の方が審査に加わられていないということなら5名である。

(委員長)

登録団体の中で、ボランティアセンターから推薦のあった方を対象に審査していただくということで、審査にあたっては、特定の分野だけではなく、一般の市民の方も参画され、あくまでも審査は委員さんの選考からみて公平で透明性のある審査をしていただいているようである。ただ、ご意見として、ボランティア団体の登録、あるいは申請団体と馴染みのありすぎるようなところは、審査の公平性から扱いがいかがかというご意見もあった。

(事務局)

ボランティアセンターは、推薦するのではなく、申請を受けて、申請団体からいろいろ聞き取りをして、審査会で説明をしてもらうということである。申請されたものについて、審査会での質疑応答に応じてくれるということである。その中で、当委員会で審査している行政提案型と同じように点数をつけていくもので、ボランティアセンターが推薦する、しないということはない。

(委員長)

審査会での審査は、委員の構成からみて、第三者的な立場で公平性が保たれているよう

に思われる。市民活動促進部門の審査については現行どおり社会福祉協議会でお願いするということによろしいか。

ただ、当委員会からの参画のあり方については、1名でいいのか、あるいはもう少し参画をしたほうがいいのかというあたりも、ご意見を聞かせてもらいたいと思う。

(委員)

1名でいいのではないかというのが結論である。5名の委員の中に、当委員会に関係している人が委員と事務局とで2名入っているので、1名でいいと思う。

(委員長)

当委員会からの参画は1名で、現行どおり審査に臨んでいただくということによろしいか。

それでは、審査については現行どおりとし、当委員会からの参画人数も1名でよいということで、ご意見はご意見としていただいているが、今後の検討課題としては取り扱わないということにしたいと思う。

(事務局)

2項目について現行どおりというご意見をいただいたが、報告書の書き方については、変更の経過も書き加えて、こういったご意見があったがというような形で修正をかけさせていただいてよろしいか。次回委員会で市長に提出したいと思っているが、みなさんに修正したものを見ていただき、それを改めて修正するのは難しいので、委員長さんに相談させていただき、最終的な報告書にさせていただきたいが、よろしいか。

(委員長)

この文章に追加して扱わせていただきたいということによろしいか。そのように事務局でまとめていただきたいと思う。

続いて3番目の「市民活動表彰の審査」について、みなさんから補足説明や、この点はいかがかというような点があればご意見をいただきたいと思う。

事務局でコメントしておきたいことがあるか。

(事務局)

表彰の審査については、いろいろなご意見をいただくが、それぞれ感じ方があるので、事務局として統一した説明は難しい。書き方によっても受ける印象が違うというご意見もあり、なるべく公平な形になるような書き方というのも重要だと思うが、委員さん個人個人の考えもかなり反映される部分もある。公平性を図るにはどうすればいいのか、意見をまとめながら感じたところである。感じ方であり、この意見がいいとか悪いというのは難

しいと思うので、こういった意見があったという形でまとめたものになっている。

(委員長)

地域活動についての審査項目に、一定の期限を設けてはどうかとあるが、このことについてはいかがか。審査にあたっては、要綱によって審査基準が設けられており、先駆性や効果性、有効性、あるいは継続性といったいくつかの点での総合評価で行っている。有効性や継続性という項目を考えれば、ある程度の活動期間は踏まえたものであるはずだという理解もされるが、期間的なことも明確にして、項目に加えるのはいかがかということである。それぞれの独立した委員さんの意見なので、否定するといったことではなく、委員会として要綱を改正したほうがいいのか、あるいは現行でいいのかを率直に聞かせていただきたい。

(委員)

審査基準の5番目に継続性とある。表彰対象の方で10年以上活動されている方があり、8年、9年の方はどうかと考えながら審査したが、5年という基準を設けないほうがいいように感じる。5年という期間で対象が切れることによって、公平になるかどうかは違う観点になるかと思う。継続性だけではなく、例えば発展性や協働性の評価はとてもアバウトな感じのものである。いろいろな基準を作っていくのは少し無理があるのではないかと、いうところで、もう少し大きく見て、しっかり太く短いものもあるかもしれないし、細く長いものもあるかもしれないので、その時の状況によって判断すればいいのではないかと思う。

(委員)

表彰者選考の資料を見ていて、長い方だと10何年という方もあったが、活動内容によって、ずっと継続できるものなのかどうかということもあると思う。ただ、せっかくだいいことをされているなら、長く続く方がいいので審査基準はあってもいいと思うが、きちんと5年に決めてしまうことはないと思う。

(委員)

賛成である。審査基準の中では、5年といった長く活動されているものがどうしても評価を受けるのは仕方がないとしても、比較的若い層で、これから勢いを持って、例えば傘踊りの参加であるとか、リノベーションのことを考えている若いグループもある。期待を込めてという観点もあるので、それに5年という縛りをつけることになり、できたらこういう基準は設けない方がいいと思う。

(委員長)

審査基準に一定の期限を入れて縛りをかけないほうがいいというご意見である。

(委員)

この問題は、表彰の性格によると思う。今までやってきたことに対して、報いるという意味で表彰するのであれば、長くやっていることが評価できるということなので、期限を設けるのはいいことだと思う。しかし、これから頑張るという意味で表彰するのであれば、期待値になるので、この表彰の性格がまず何なのかということをはっきりとした上で考えた方が、より建設的ではないかと感じる。

(委員長)

そもそも表彰制度の狙いは何かということだと思う。表彰では、地道ながら努力されているという意味での継続性も審査基準の1項目になっていると思う。あわせて、先駆的な活動についても審査の目が向けられているので、そういった意味から数字的な期間を表面化するというのはどうかというご意見かと思う。この点について、現行どおりの審査基準の中で総合的に判断し、先駆性のあるものや活動期間が短いものも応援していこうというところから、表彰制度を広く顕彰することによって、市民のみなさんに啓発活動として喜んでいただきたいということもあるかと思うので、審査基準は現行どおりで、みなさんに総合判断していただくという扱いにさせていただきたいと思う。

それでは、4番目の「先進的活動団体との勉強会」について、事務局から説明があればお願いします。

(事務局)

勉強会に出席できなかった方もあるので、実際に話を聞かれてのご意見だけではないが、いろいろな活動をされていることをご存知の方もあれば初めてだという委員さんもいらっしやう。概ねいい勉強会ではなかったかというご意見をまとめさせていただいた。

(委員長)

委員のみなさんからのご意見はいかがか。

特段無ければ、原案どおりにさせていただく。

次に、5番目の「鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の策定」にあたって基本的な考え方、意見をいただいているようなので、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

こちらは、継続して来年度も検討していただきたい内容であり、さわりの部分だけを説明した段階なので、今後の期待も込めたご意見だと思っている。大きな内容なので、今の

段階でまとめていただくのは難しかったかと思うが、大きな枠としてご意見いただいたと思っている。

(委員)

報告書に記載してある「1本の指示命令系統」とはどういうことか。

(事務局)

推測だが、組織のことだと思う。今現在、公民館という組織は、教育委員会が所管しているが、実態としては協働推進課が運営を行っている。公民館も住民の方も、どちらを向いていいのかという戸惑いなどがあるというような意味だと思う。

(委員)

そういう意味なら分かる。

(委員)

まちづくり協議会が各地域にあるが、それができた時から2本の指示系統になっており、平成20年から7年、命令系統が2つあるということになっている。地区公民館職員には、辞令が2枚ある。

(委員)

関係者なら今の表現だけで分かると思うが、市民に公表するには、何のことか分からないと思う。

(事務局)

追記する。

(委員長)

5頁に、公民館の役割として、こういう機能強化をすべきではないかというご意見があるが、公民館の役割の1つとしてということなのか、行政の出先機関として機能を持たせたらというのはどういうイメージなのか。行政業務の必要性があるのかイメージを聞かせていただきたい。

(委員)

1つの案として、高齢化する中で、高齢者の方がいろいろな手続き等をやるのに遠くまで歩けないので、身近なところでいろいろな手続き、例えば住民票をとるようなちょっとしたことが公民館でできればいいなという希望的なものである。高齢者対策というか、だ

んだん人が減っているということもあるし、歩けない方、遠くまで行けない方が増えてきているので、そういう機能を持たせたらいいと思う。旧鳥取市は大体小学校単位で公民館が置かれているので、ちょっと行けばいろんなことができるということである。

(委員長)

イメージとしては、行政が持っている許認可というより、地域住民のための住民票の交付や印鑑証明といった身近で簡易な行政サービスの機能を持たしたらいいという意味か。

(委員)

そういう観点からいけば、公民館にコンビニも一緒に置くといったことも考えられる。その地域の中心になるところにコンビニがあれば、人がやってきて、公民館にもちょっと顔を出してもらえるといたことができればいいと思う。いろいろな制約はあると思うが、それも取り払って、そういうことができないかと思っている。

(委員)

字句の訂正だが、「誰でも容易く訪れる」というのは、誰でも気安く訪れるということか。「容易」なら「容易に訪れる」だろうし、「たやすく」か「来やすく」ではないか。

(事務局)

これは「たやすく」と読むが、ひらがなに変えておく。

(委員)

「地域住民参加の啓蒙」という言葉が使われているが、「啓発」に変えていただきたい。

(委員)

地区公民館の役割は、これから重要性を増してくると思っている。団塊の世代がどんどん退職して、地域活動にこれから時間を費やすようになる傾向にあるが、いろいろな事情で公民館の組織が弱体化し、敷居が高くなりつつある感じもあり、住民がもう少したやすく訪れることができるような場であってほしいとずっと思っている。もともとは、生涯学習の場としてできたものだという観点で、例えば男性の料理教室といったいろいろな講座を開催したりして、本当に敷居を低くしていただきたい。印鑑証明のような、今、市職員がやっている行政の負担がこちらにくるというのではなく、あくまでも公民館の職員は、みなさんの癒しの場であるような、みなさんがほっと一息つける、コミュニティの場であるように個人的には願っている。公民館のこれからの立場がどのように変革していくのかわからないが、責任がたくさんきて職員に余裕がなくなり、みなが集いたいという場でなくなるというのは避けてほしいと思う。

(委員長)

その他にご意見はいかがか。特段なければ、5番目の項目については、取りまとめられた案どおりで市長に提出したいと思う。

(委員長)

3議事の②「鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について」事務局から説明をお願いする。

《事務局説明》

(委員長)

特に公民館の活用のあり方については、自治会と地域、まちづくり協議会との役割なども、この際きちんと明確に策を決めていかなければいけないという気もしている。お手元の資料について、検討事項等あるいはアンケートを含めて、この点はどうか、こういう点を追加したほうが良いという点があれば、ご意見をいただきたい。

(委員)

自治連合会のことに取り組んでいただき、ありがとうございます。そのとおりなので、いろいろと検討したいと思う。なかなか加入率も上がらない。町内会に対してのアンケートに、加入率が上がっているか、下がっているかという設問があったが、「加入率」のところにアンダーラインでも引いたほうが良いと思う。私の地区では、世帯数は増えているが、1つの家に2世帯住んでいるところも多く、町内会に入るのは1世帯だけでいいといったことなどもあり、加入率としては落ちている。町内会に入らない理由の1つに、役員をしたくないからというのがあるので、町内会に入れば、こんなメリットがある、災害のときに助けてもらえるといったことも考えていかななくてはいけないと思っている。ただ町内会に入れ、入れと言っても、お金を取られるという思いしか持たれていないので、そんなことを考えている。

(委員長)

市で新しく平成28年度の事業として、じっくりと検討を重ねていこうということなので、お気づきの点や追加したほうが良いという点等あればお願いしたい。

(事務局)

補足説明だが、当日お渡しした資料は、まだ内部の検討材料である。このようにやっていくというものではなく、こういうことを検討したらどうかという段階なので、外向けに

はまだ何も公表していない。大きくは変わらないかもしれないが、変わるかもしれないので、そのことはご了承いただきたい。

(委員長)

そういうことなので、特に資料の扱いについては委員さん限りとして、部外、特に町内会のみなさんには漏らさないようお願いしたい。

(事務局)

自治連にも何の相談もしていない。これから関係団体にもいろいろと相談していくところで、すぐにはできないような項目もあるし、じっくりとやっていかなければいけないこともある。特に旧市内と合併地域の組織の在り方やお金の流れは、おそらく自治連で決められていて、了解をとってやっていることであり、市から「こうしなさい」と言ってすぐになるようなものでもないと思っているので、そのことはご了解いただきたい。

(委員)

岡山市の自治会加入率が高いのは何故という感じだが、まちづくり協議会を今から始めようかというところが岡山か姫路のどちらかであったと思う。

最近、テレビで「交流センター」という名前もよく出てくる。公民館からもはや変わってしまってそうなっているのかは分からないが、この前は雲南市の話がでてきたし、下関でもやっていたし、そういう流れになってきているのかと思う。そのようにやっているところを情報としていただきたい。

(事務局)

岡山に確認したが、もともと加入率が高いので、何故かというのは、自分たちでも分からないようだ。

以前、委員さんが言われたが、今、公民館で問題になっているのは、収益事業がまったくできないということである。つまり、自主財源を確保しようがないということが、社会教育法上あり、収益事業をしてはならない、収益事業に公民館を貸してはいけないということになっているので、まずは、社会教育法から外した交流センターなどにする。それから、収益事業もやって財源を確保する。そして、その財源をまちづくりに活用していこうという流れで、雲南市などがやっているような交流センターに、ということもあると思っている。実際、市内の公民館からも収益事業をやりたいという声がある一方、生涯学習機能を高めて、今までの事業を今まで以上にやっていくべきだという意見がある。事務局としては、今までの事業は事業として確立してもらい、それにプラス収益事業をやって自主財源を確保できる形が選べるようにしたい。今までどおりでいいというところは今までどおりでいいし、収益事業をやって自主財源を確保していきたいところはそのようにやって

いって、それが選べるようにしていきたいと考えている。強制的に、必ず収益事業をやれというのではなく、まずは選択ができるような制度を設けていきたいと思っている。

(委員長)

私も町内会の世話を長くしていたが、やっと一昨年外れたところである。私の町内会の例で言うと、大変世帯数が多くなってきた。場所的には、県道八坂線沿いの東側に第4幼稚園があり、そのあたりを中心にした的場というところである。もともとは22戸の農村地帯だったが、市立病院や近くに大型スーパーができ、駐在所もある。内科医院や歯医者もあって、急激に世帯数が増えている。私的場に住居を構えて住んだ頃は、確か50戸ぐらいだったと思うが、現在は180戸になっている。委員さんも言われたが、年会費の徴収がなかなか上がらない。分割でも払いたくないという人があって、本来、世帯数によっていただくべき年会費の分子が上がってこない。市立病院のほうからバイパスをくぐり抜け、町内の幼稚園の前を通過して、八坂線に出られる車が大変多くなった。幼稚園があるので、小さな子どもがうろちょろしていて大変危ない。そこで、町内会から交通安全協会の方にお世話になり、毎日ではないが、週に何回かは朝晩、安全運転に向けてパトロールをやっていた。また、近くに美保南小学校があり、県道八坂線を超えて、小さな子どもたちが通学するので、町内会の年配の方を中心に県道八坂線に朝晩立って、子どもたちの安全な登下校を見守っている。町内会としては、町内会のみなさんに住みやすいように活動しているつもりだが、会費の徴収率はなかなか上がらない。そういった意味で、町内会用の資料には、加入率の低下は何が原因かというようなこともアンケートでフォローしていただき、本来はどうあるべきかということも、この際、よく精査していただきたいと思う。自治会の母体になるのは、町内会だと思う。道徳の問題だとも思うが、そうも言い切れないところもあるのかと思っている。

(委員)

町内会の加入を増やそうと、自治連合会でも、おとし、いろいろとやった。あの時もアンケートの回答にいろいろ書かれていたので、参考にさせていただければと思う。

(委員)

私には、仕組みがとても複雑である。「まちづくり協議会」という言葉は聞いたことがあっても、どなたがどのように関わられているかはよく分からない。多分、私のような普通の人には、このような細かいことが全然分からないと思う。公民館にも1年に何回行く機会があるかというのが実際のところである。私は津ノ井小学校の地域に住まいで、津ノ井地区の公民館は分かるが、自分の町内会の公民館は存在しない。町内会があっても公民館はないような地域に住んでいるので、こんなに複雑であるというのがみなさんも分からないと思う。まず、その辺の知識を積み上げていかないと、何故自治会が必要なのか、どうし

て加入しないといけないのかと言われる方があってもおかしくないと思う。その辺の底辺部分をきちんと積み上げていかないと、加入率は上がらないと思う。

(委員長)

特に、自治会や町内会にアンケートを求める時には、まちづくり協議会が制度的にできて、こういう任務を持って活動を始めているんだということも詳記した資料を添えてアンケートを取っていただけたらと思うが、検討してほしい。

(事務局)

先ほど説明したのは、私達が働いている中で感じていることなので、ある程度主観もあるかと思う。そういうものの裏付けのためにアンケートをしたいと思っているので、こういうことが必要ではないかと思っていることが、アンケートでは、必要ないという結果になることもご承知おきいただきたい。また、メールでもいいので、ご意見をいただければ非常にありがたい。

(委員長)

それでは、本日の協議事項は、以上をもって終了とする。

次回の日程は、事務局から日程調整の案が送ってあるので、できるだけ早く事務局にご回答いただきたい。いずれにしても3月ということで、事務局で日程調整するので、ご都合をつけて次回には全員揃うようによろしくお願ひしたい。

それでは、本日の議題はこれをもって終了とする。ごくろうさまでした。

5 閉 会 11:55